

○財務省告示第八十六号

大韓民国産及び中華人民共和国産の炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社ベンカン機工	群馬県太田市六千石町五番地一
日本ベンド株式会社	東京都大田区本羽田三丁目十四番二十一号
古林工業株式会社	大阪府大阪市西成区津守三丁目三番十七号

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 炭素鋼製突合せ溶接式継手

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第七三〇七・

九三号に分類される突合せ溶接式継手のうち炭素鋼製のもの

(三) 特徴 流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において、管と管を接続する等の用途に使用される配管部材であり、工場やプラント等配管が張り巡らされるあらゆる場所で用いられる。

### 三 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ TK Corporation (泰光<sup>ㄷ</sup>)

ロ Sungkwang Bend Co., Ltd. (聖光<sup>ㄷ</sup>)

ハ SBC Bend Co., Ltd. (三光<sup>ㄷ</sup>)

ニ HWAJIN PF Co., Ltd.

ホ YOUNG IND. Co., Ltd.

ヘ 営口遼河機械管件有限公司 (Yingkou Liaohé Machinery & Pipe fittings Co.Ltd.)

ト 営口市北方管件有限公司 (Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.)

チ 営口宝唯管件有限公司 (BNV Piping Products Co., Ltd.)

リ 河北圣天管件集团有限公司 (Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.)

ヌ 河北渤海管道设备集团有限公司 (Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.)

(二) 供給国 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域

を除く。以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 平成二十九年三月三十一日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十五年一月一日から平成二十八年九月三十日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事

項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日における当該貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は百パーセントである。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、当該調査対象貨物の生産費に当該調査対象貨物の原産国で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の

利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ 韓国を原産地とする調査対象貨物の本邦向け輸出価格については、当該調査対象貨物の国内販売価格から海上運送費用等を控除して算出し、中国を原産地とする調査対象貨物の本邦向け輸出価格については、当該調査対象貨物の輸入通関価格から海上運送費用等を控除して算出した。

ハ イ及びロにより、韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物に係る平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、韓国を原産地とするものについては六十パーセントから八十パーセントの間となり、中国を原産地とするものについては十パーセントから三十パーセントの間となる。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の輸入量は、平成二十五年には二百五十一万六千二百九十四キログラムであったが、平成二十七年十月から平成二十八年九月までの期間においては二百八十一万七千四百十五キログラムに増加しており、当該期間における国内需要量に占める当該輸入量の割合も平成二十五年から増加した。

ロ 韓国又は中国を原産地とする調査対象貨物の国内販売価格は、調査の対象となる期間を通

じて、国産品の国内販売価格を常に下回り続けた。

ハ イ及びロにより、平成二十五年から平成二十八年九月までの間において、国産品の販売量が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成二十九年八月十日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日

(三) 対質の申出についての期限 平成二十九年九月十一日

(四) 意見の表明についての期限 平成二十九年十月十日

(五) 情報の提供についての期限 平成二十九年九月十一日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が

明確に示すこととされている調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先  
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。